

平成 25 年 12 月 26 日
日 本 弁 理 士 会

日本弁理士会における自治等の取組について

1. 会員の処分に関する取組

弁理士は公共性の高い職種であり、国が適正な資質を有する者に限って資格を付与していることに鑑み、弁理士が業務を適正に遂行せず弁理士法に違反した場合には行政処分として経済産業大臣による懲戒制度¹が用意されている。

一方、日本弁理士会においても日本弁理士会会長による処分制度²を整えており、弁理士に対する苦情受付、処分等も行っている。日本弁理士会は会員である弁理士を指導・監督する責任があり、必要な場合には、所管大臣の懲戒によらず自ら速やかに会員を処分、公表等を行うことによって、弁理士・弁理士制度に対する信頼の向上に努めていく。

今般、弁理士の使命の明確化、役員解任権の廃止等が行われた場合、日本弁理士会が会員を指導・監督する責任や、日本弁理士会に対する社会からの期待はこれまで以上に大きなものになると認識している。本小委員会において頂いた、弁理士の懲戒、処分制度の機能・実績に関するご指摘を踏まえて、日本弁理士会の取組の現状について説明すると共に、今後の対応として、現行の処分スキームが弁理士の使命や社会の期待に沿うものであるかをあらためて検証して、必要な措置を講じる。

(1) 現状

日本弁理士会の会員に関するトラブル対応は、大きく分けると紛争の解決を求める「苦情申立」と「紛議調停の請求」、弁理士の処分を求める「処分請求」の2つになる。なお、「苦情申立」の結果に対して、「紛議調停の請求」、「処分請求」を求めることも可能である。

以下に制度の概要を述べるが、各手続は概ね別紙 2 のフローチャートに示すように進行する。

¹ 弁理士法第 32 条

² 日本弁理士会会則第 49 条

①苦情申立

苦情申立³の件数は、別紙 1「処分実績」の下欄「5. 苦情相談窓口申立件数」にあるとおり減少傾向で推移しており、平成 19 年度から平成 24 年度の合計で 129 件であった。

②処分請求

処分⁴の請求件数は、苦情申立から回付されてくるケースも含めて、別紙 1 の上欄「1. 処分請求（一般事案）」のとおりであり、平成 19 年度から平成 24 年度の合計で 61 件であった。

③紛議調停の請求

紛議調停⁵の件数は、別紙 1 の最下欄「6. 紛議調停請求件数」のとおり、平成 19 年度から平成 24 年度の合計で 7 件であった。

④情報提供制度

会則は、会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めるものとする旨を定めている⁶。また、各支部の支部規則は、支部長は、支部会員に弁理士法又は本会の例規の違反行為があると思料する場合には、すみやかにその旨を本会の会長に報告しなければならない旨を定めている。

⑤処分の方法

日本弁理士会が処分請求等に基づいて会員を処分する方法は（1）戒告、（2）この会則によって会員に与えられた権利の 2 年を限度とする停止、（3）経済産業大臣に対する懲戒の請求、（4）退会、の 4 種類⁷である。処分件数は、平成 19 年度から平成 24 年度の合計で 9 件であった。

⑥処分の基準

平成 24 年 3 月からホームページにおいて、「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」を公表しているので、ご参照いただきたい。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/information/pdf/DisposalInvestmentCriterion.pdf

³ 日本弁理士会会則第 48 条の 2「会長は、会員の業務に関する苦情を受けたとき又は会員の品位保持に関し必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対し、苦情事実の確認、必要な事実調査及び当事者間の意見調整を行うように指示し、並びに意見具申を求めることができる。」

⁴ 日本弁理士会会則第 50 条「何人も、会員について、第 49 条第 1 項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、当該会員を処分することを求めることができる。」

⁵ 弁理士法第 67 条「弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。」

⁶ 日本弁理士会会則第 38 条

⁷ 日本弁理士会会則第 49 条第 2 項

(2) 当会の取組

①調査機能の周知による活用の促進

会則は、会長は、会員に処分に該当する事実があると思料するときは処分に係る手続を進める義務があることを定めている⁸。一方で、会則は、会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適切な措置をとるべきことを求めるものとする旨を定めており⁹、いわゆる違反行為を見つけた際の会員の申告義務を定めている。また、当会の処分制度は、何人も会長に対し処分請求することができる制度である。すなわち、会員、一般の何人もが会長に対して処分を求めることができる制度となっている。

この情報提供制度、一般ユーザー等からの申告制度の存在を、平成 25 年度末までにホームページにおいて改めて周知する。

②標準処理期間の公表

苦情相談窓口における対応の期間¹⁰、処分請求を受けてから処分までに要する期間¹¹、紛議調停請求から結審までの期間¹²は、それぞれ当会の例規に規定されている。この処理期間を公表してユーザーの目安とする。この公表はホームページにおいて平成 25 年度末までに行う。

③処分等の件数の公表

別紙 1 に記載した各処分実績を、ホームページにおいて公表する。これは平成 25 年度末までに行う。

④処分事案の公表

現在、会報である「JPAA ジャーナル」において、処分対象者の氏名、処分の種類を公表している。これを、処分結果の軽重を問わず、処分対象者の氏名、処分の種類、事案の概要をホームページにおいて公表する。このための会則等¹³の改正を平成 26 年度末までに行う。

⑤調査、審査組織における外部委員の登用

現在、コンプライアンス委員会の委員として弁理士兼弁護士を登用し、

⁸ 日本弁理士会会則第 51 条第 1 項

⁹ 日本弁理士会会則第 38 条

¹⁰ コンプライアンス委員会は原則として 2 月以内に相談対応を終了する（内規第 105 号「弁理士業務に関する苦情相談窓口設置規則」）

¹¹ 綱紀委員会は 6 月以内に調査の結果を出すように努めること（会令第 38 号「綱紀委員会規則」）、審査委員会は 50 日以内に決議しなければならないこと（さらに 50 日の延長が可能）、審査委員会の決議に異議が申立てられ覆審部が開催された場合は 30 日以内に決定すること（さらに 30 日の延長が可能）（会令第 37 号「審査委員会規則」）等が定められている。

¹² 紛議調停委員会は、目安として、原則として 1 月に 1 回以上の期日を開催し、4 回の期日以内に結審する。

¹³ 日本弁理士会会則第 53 条（処分の執行及び公告）、第 145 条（情報の公表）

不服審議委員会¹⁴では弁護士が過半数を構成し、かつ、綱紀委員会、審査委員会は顧問弁護士を擁している。これを見直して学識経験者等の登用を行うために必要な例規の改正を平成 26 年度末までに行う。

⑥その他、会長の関与、処分の量定について

綱紀委員会、審査委員会における調査、処分の様々な手続に会長が関与する。これは、関係人、官公署その他に対して情報の提供、資料の提出を求める必要があるときに会長に要請すべきこと、会長は調査結果を速やかに報告を受け、会長は審査委員会に事案を送致しなければならないこと、審査委員会の決議に異議を申し立てることができることなどである。これは、綱紀委員会、審査委員会の独自の判断に齟齬が起きていないかを確認するチェック機能であって、会長の恣意による判断を介在させるためではないことを申し添えたい。

なお、「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」において公表している処分基準については、今後、ユーザー等のご意見を頂戴することによって処分量定を適宜見直していく。

2. 苦情等の受付に関する取組

中小企業等が安心して弁理士に相談し、業務を依頼できるようにするには、弁理士に対する不満やトラブルを迅速かつ的確に解消する必要がある。当会では、従来から「トラブル相談窓口」を開設しているところであるが、ユーザーの声を今以上に幅広く拾い上げ、会員に対し適切な指導・監督を行う。

(1) 現状

当会は、従来から「トラブル相談窓口」を開設して、主として、電話、書簡に等よる苦情受付を行ってきた。しかし、別紙 1 に記載のとおり、苦情相談窓口に応答がある件数は減少傾向にある。

¹⁴ 日本弁理士会会則第 55 条、会令第 77 号「不服審議委員会規則」

(2) 当会の取組

① 苦情受付機能の強化

弁理士とユーザーとの間でトラブルが発生した場合、当会はユーザーからの苦情、処分請求等の受け付け、トラブル解消に今以上に努める。その第一弾として、12月中旬より苦情受付機能の強化としてホームページのトップ画面に「トラブル相談窓口」のアイコンを配置した。

このホームページ改修に伴い、トラブル解決に向けた予見性を高めるため、「トラブル相談窓口」のアイコンに別紙3に示すように当会のトラブル解決のための制度の概略を掲載した。また、当会に対する苦情申立てに関する申立人の心理的・実務的ハードルを下げるため、従来は電話による受付を基本としていたものを、一定の書式に記入いただく形式へと変更した。

これにより、弁理士とのトラブルに遭遇したユーザーが躊躇することなく当会にアクセスして来ることを期待する。

② 苦情事例集の発行

当会では、平成24年3月にコンプライアンス委員会において、平成15年度以降に発生した会員に対する苦情事例全体を分析して類型化した「会員に対する苦情事例集(第六集)」を会員に配布したところである。これは、会員に対して、類似事案の発生を未然に防止する効果を期待したものである。

このような事例集の発行を、処分事案についても行うなど会員の啓発に努め、将来に亘って会員に対する注意喚起を行う。

3. 事務所内情報遮断措置（チャイニーズウォール・ルール）に関する取組

(1) 現状

先願主義の下で日常的に依頼者の秘密情報を扱っている弁理士にとって、その情報管理の徹底は職務上非常に重要な事項であり、各特許事務所、特許業務法人では、事務所内又は法人内において担当者を明確に分け、情報管理を適切に行うなど、依頼者の信用に応えるために必要な措置を既に講じてきている。実際に、コンプライアンス委員会において平成15年度以降に発生した会員に関する苦情事例全体を分析しても事務所・法人内の情報

管理の不備に関連した苦情は一例もなかった。

しかしながら、どの程度の情報遮断措置が必要かつ十分であるかについては、これまで当会としては具体的に示して来なかったことから、会員に対し標準的なルールを示すことが喫緊の課題であると認識している。

なお、平成 19 年の弁理士法改正によって弁理士に受講が義務付けられた継続研修では、必須科目¹⁵の「倫理集合研修」において少人数グループによる討論形式の研修を行っており、その中の重要なテーマの一つとして利益相反規定を挙げている。そして当該テーマの中で、職務の公正さを確保するにはチャイニーズウォール（情報遮断措置）が特許業務法人内で適切に構築され、特許業務法人内部で共有すべき情報と共有してはならない情報とが適切に峻別されたうえで、秘密管理が徹底されていることがポイントである旨を指摘している。

(2) 当会の取組

事務所内情報遮断措置（チャイニーズウォール・ルール）に関するご指摘を受けて、コンプライアンス委員会において、事務所内情報遮断措置の明確化について検討し、その結果を踏まえて、平成 26 年 4 月末までに会員に周知徹底する。

具体的には、以下の内容を明確化して周知徹底する。

- ① 弁理士が共同する事務所において、所属弁理士の業務の分離、案件記録の分別管理、弁理士・補助者のセクション別管理の確立、セクション毎専従体制の構築、電話・FAX 等の情報通信機器、電子メールを含めた OA システムについての情報遮断措置の徹底によって、職務上の秘密が事務所、特許業務法人の内部においても開示されず、かつ秘密の共用または漏示を阻止する体制が、依頼者に対する関係と同時に、相手方当事者に対する関係においても明示され、その履行を担保する措置がとられていることが必要であること。
- ② 情報遮断措置が講じられている場合であっても利益相反行為の判断は個別具体的な判断に拠らざるを得ないこと。
- ③ 個別具体的な判断に際しては、事務所内情報遮断措置に関して事務所、特許業務法人内において、（ア）手続が文書化されていること、（イ）弁理士を含めた従業員の業務等に対する社内検査体制が確立されていること、（ウ）内部部門間での情報のやり取りについてのコンプライアン

¹⁵ 日本弁理士会会則第 57 条第 2 項第 1 号、継続研修実施細則第 8 条第 1 項

ス部門による監視がなされていること、(エ) 弁理士を含めた従業員に対して研修等によるトレーニングがなされていること等が判断の基準となること。

4. 小規模事務所の事業の継続性の確保に関する取組

現在、弁理士事務所（特許事務所）全体の中で弁理士一人事務所の割合は約 67%であり、これは全弁理士の約 28%によって構成されている。特許権等の産業財産権はその存続期間が長期に亘るため、一人事務所においては、弁理士に不測の事態が起こった場合に依頼者に多大な損害を及ぼすことが懸念されており、当会においても以下に述べるように、弁理士業務の継続性を担保する円滑な引継を目的としたシステムを構築してきた。

しかしながら、今般、弁理士一人事務所に起因するトラブルに関するご意見を頂戴したことを踏まえて、当会における取組を進める。

(1) 現状

当会では、平成 7 年に、弁理士が執務不能となった場合に弁理士相互の円滑な事務引継ぎを図ることにより、事業の継続性を担保し、弁理士と依頼者との相互信頼を確保することを目的として「事務引継規程」¹⁶を制定した。

しかしながら、この「事務引継規程」は現在まで殆ど利用されていない。その理由は、目的を弁理士が執務不能となった場合に限定していること、引継ぐ弁理士を定めたとしても当該弁理士との間で将来に亘って良好な関係を維持できるとは限らないことなどが考えられる。

そこで、当会では平成 22 年に、執務不能となった場合に限らず弁理士同士の様々な連携を図るために、連携の相手方となる弁理士を検索することができる「会員マッチングシステム」¹⁷を構築した。このシステムは、次の 4 つの連携を目的として希望弁理士の登録を行うものであり、登録した弁理士は他の弁理士との合意によって連携を図ることができる。

① 定常的連携

弁理士一人等の少規模事務所が万一の場合に備えて非常時に助け合えるようにするための連携、自己の専門外のスキルを持った弁理士との連携、共同バックオフィスの設置を目的とした連携、ベテランによる若手弁理士の育成を目的とした連携など幅広い目的のための登録。

¹⁶ 内規第 48 号

¹⁷ 内規第 108 号

本年 12 月上旬現在で 122 件の登録がある。

②共同化を前提とした連携

一人弁理士事務所から複数弁理士事務所への移行や、将来的な他の事務所との合併等を図るための登録。同 70 件の登録がある。

③業務引渡を前提とした連携

事務所の後継者探しなど、依頼者の同意を得た上で他の弁理士に業務を引き渡すための登録。同 2 件の登録がある。

④業務引受を前提とした連携

新たに事務所を開設した弁理士が、廃業予定の弁理士の業務を引受けるための登録。同 174 件の登録がある。

また、当会では、「弁理士業務標準（第 6 版）」（平成 25 年 2 月発行）の中で、「弁理士 1 人事務所運営における指針」を示し、「事務引継規程」の活用等による不測の事態に備える対応を呼びかけている。なお、会員同士のグループによる自発的な交流の場においても、円滑な事業承継が行われるよう取組んでいる。

(2) 当会の取組

- ① 「弁理士ナビ」に、「他の事務所との連携状況」、「業務引継（後継者選定状況）」に関する欄を設け、一人事務所の会員に対して届出を促し、届け出のあった会員のみ「弁理士ナビ」の該当欄に記入できるようにする。また、この欄による検索機能を盛り込み、ユーザーの利便性を向上させる。この取組は例規改正と弁理士ナビの改修を伴うため、平成 26 年度末までに行う。
- ② 「会員マッチングシステム」を導入して 3 年であるが、十分な活用がされているとは言い難い状況であるため、会員弁理士に対する周知、活用促進を図ると共に、引き続き依頼者に対する責任を全うするための注意喚起を、適宜呼びかけたい。
- ③ 一人事務所を経営する弁理士向けに、(例えば事務所の業務から離れることができる夜間等に)、「事務引継規程」や「会員マッチングシステム」の説明を含む事業承継に関するセミナーを開催することを検討し、適宜実施する。

5. 弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善に関する取組

中小企業等による弁理士へのアクセスを改善するため、日本弁理士会では、第3回小委員会の参考資料で述べたとおり、中小企業向けセミナーや無料相談会、出願等支援制度など現在日本弁理士会が行っている中小企業支援事業の更なる拡充、減免制度や補助金制度に関する弁理士向けの研修の実施等の取組を進める。

また、本小委員会において、弁理士アクセスの改善等に向けて、弁理士検索システムである「弁理士ナビ」（日本弁理士会ホームページにて提供）の表示項目や使い勝手の改善、研修受講実績の見える化等が求められるとのご意見を頂いたことから、以下、この点に関する日本弁理士会の取組について説明する。

(1) 現状

当会ホームページにおいて公開している「弁理士ナビ」¹⁸に掲載している情報は、「基礎情報」と「任意情報」の2種類に分かれている。「基礎情報」として、登録番号・登録年月日、通算登録期間、資格取得事由、侵害訴訟代理付記日、継続研修受講歴、特許庁保有取扱分野情報、経済産業大臣の処分、試験における選択科目を、「任意情報」として、各専門分野の実務経験、取扱業務、中小・ベンチャー企業支援意思の有無・実績、大学・TLO 支援意思の有無・実績、侵害訴訟・審決取消訴訟の経験の有無、ADR 機関における仲裁・調停代理の経験の有無、その他保有する資格、実務経験、経歴情報等を掲載している。

また、研修受講実績は、弁理士ナビから「受講歴公表ページ」にリンクすることによって、個々の弁理士の研修受講状況を確認することが出来る。ここでは、弁理士法第31条の2に定める日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修（継続研修）の受講状況として、当該弁理士が受講した「研修名（研修の科目名）」、「形態（集合研修、e-ラーニング、外部認定機関研修等の区別）」、「単位数」を、また、研修単位として認定される当該弁理士の「講師活動」、「著作活動」（各10単位まで単位認定が可能）として、特例単位の単位数を確認することが出来る。

¹⁸ 弁理士法第77条、弁理士法施行規則第34条、第35条、日本弁理士会会則第145条に基づく情報公開の手段

(2) 当会の取組

弁理士ナビ、研修受講歴に関するユーザーからのご意見を反映して、以下の機能追加等の改修を行う。

- ① 研修受講歴による弁理士の検索機能追加を、平成 26 年度末までに行う¹⁹。これは、従来、個々の弁理士単位でのみ閲覧できた研修受講履歴に加えて、弁理士に相談することを検討しているユーザーのアクセスを改善するため、研修の内容からその研修を受講した弁理士の検索を可能にするものである。
- ② 研修未受講者を検索できる機能追加を、平成 26 年度末までに行う。
- ③ 弁理士の講師活動、著作活動の内容を、研修受講歴において開示するための改修を、平成 25 年度末までに行う²⁰。
- ④ 中小・ベンチャー企業、大学等の支援実績²¹に基づく検索を可能とする機能追加を、平成 26 年度末までに行う。
- ⑤ 任意情報欄に虚偽の情報を掲載した会員は、会則に定める品位保持義務²²、広告・宣伝²³違反として処分の対象となる。

¹⁹ 「研修分野を指定した検索機能」として、現在の継続研修計画を策定する際に付与している 12 分野を選択した検索機能を、「フリーキーワードによる検索機能」として、任意の文字列による検索機能を追加する。また、「研修分野を指定した検索機能」と「フリーキーワードによる検索機能」の 2 つを組み合わせた検索も可能とする。

²⁰ 講師活動、著作活動を行っている弁理士は、当該分野においてより専門性が高いことが推測されるため、(1) 「講師活動」の内容として当該弁理士が講師を務めた「研修科目名」と「単位数」を、(2) 「著作活動」の内容として当該弁理士が「執筆した書籍名」と「単位数」を表示する。また、「講師活動」と「著作活動」の新たな表示は、特例単位として認められる研修単位の上限（各 10 単位）とは関係なく、当該弁理士から申請のあったものを全て表示する。

²¹ 現在も支援意思の有無で検索することは可能。

²² 日本弁理士会会則第 41 条

²³ 日本弁理士会会則第 42 条

平成25年12月4日

処分実績

(注) ・事業調査の関係で、処分請求があった年度と処分した年度が異なる場合がある。
 ・処分決定後、欠格事由等により弁理士登録を抹消し、処分を執行しなかった事案を含む。

1. 処分請求(一般事案)

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
処分請求件数	10	処分請求件数	8	処分請求件数	14	処分請求件数	4	処分請求件数	9	処分請求件数	16	処分請求件数	4
処分件数	3	処分件数	2	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	1	処分件数	2
(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)	
戒告	1	戒告	1	戒告		戒告		戒告		戒告		戒告	
会員の権利停止	1	会員の権利停止	1	会員の権利停止		会員の権利停止	1	会員の権利停止	1	会員の権利停止	1	会員の権利停止	2
経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求	
退会	1	退会		退会	1	退会		退会		退会		退会	

2. 継続研修未受講

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
調査対象件数		調査対象件数		調査対象件数	14	調査対象件数	13	調査対象件数	11	調査対象件数	14	調査対象件数	25
処分件数		処分件数		処分件数	0	処分件数	8	処分件数	1	処分件数	5	処分件数	8
(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)		(内訳)	
戒告		戒告		戒告		戒告	8	戒告	1	戒告	5	戒告	7
会員の権利停止		会員の権利停止		会員の権利停止		会員の権利停止		会員の権利停止		会員の権利停止		会員の権利停止	1
経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求		経済産業大臣に対する懲戒請求	
退会		退会		退会		退会		退会		退会		退会	

3. 会費滞納による退会処分

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0	2	0	0	2	1	3

4. 処分者合計

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3	4	1	9	4	7	13

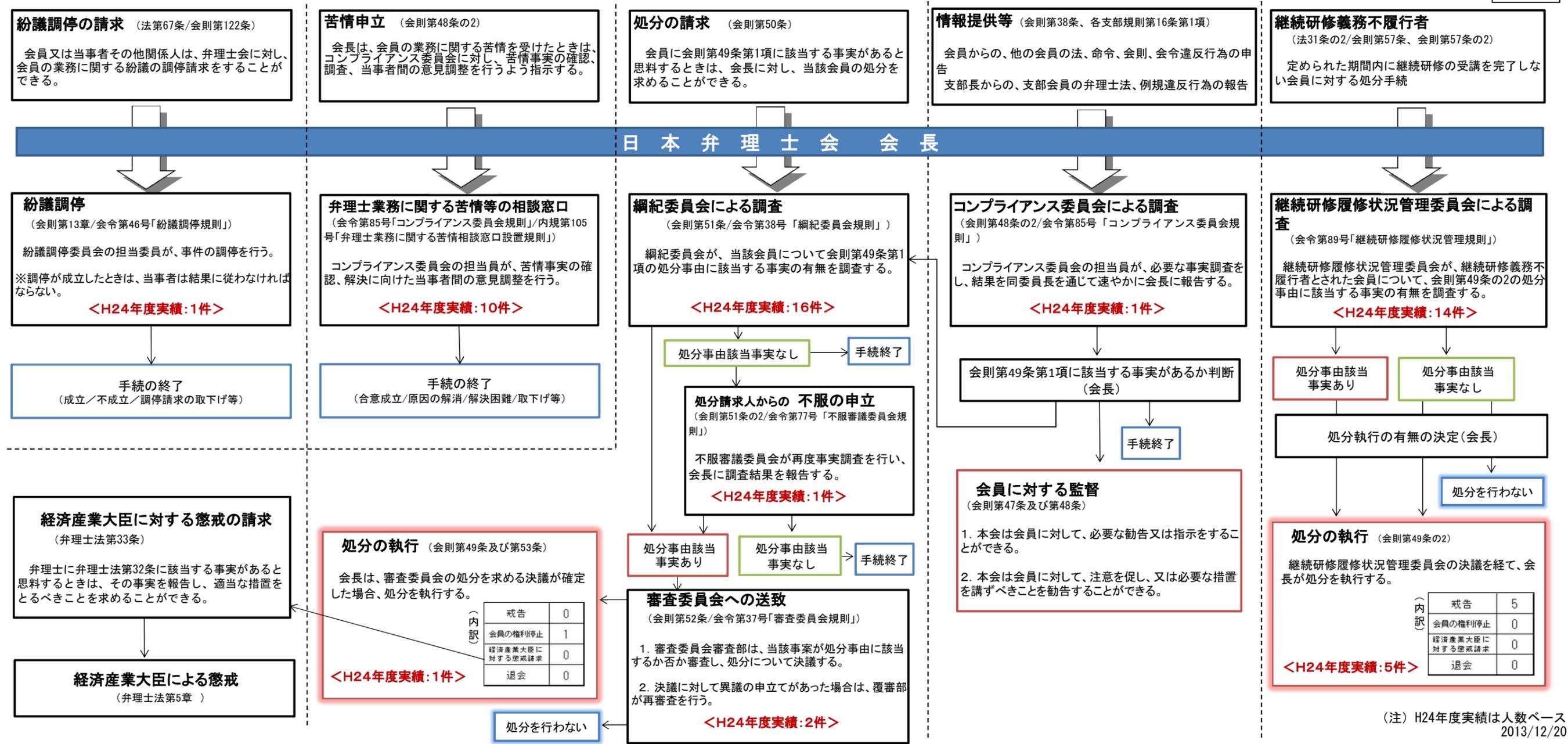
5. 苦情相談窓口 申立件数

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
29	25	26	23	16	10	12

6. 紛議調停請求件数

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
2	1	0	2	1	1	1

日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャート



(注) H24年度実績は人数ベース
2013/12/20

ホームページトップ画面の「トラブル相談窓口」

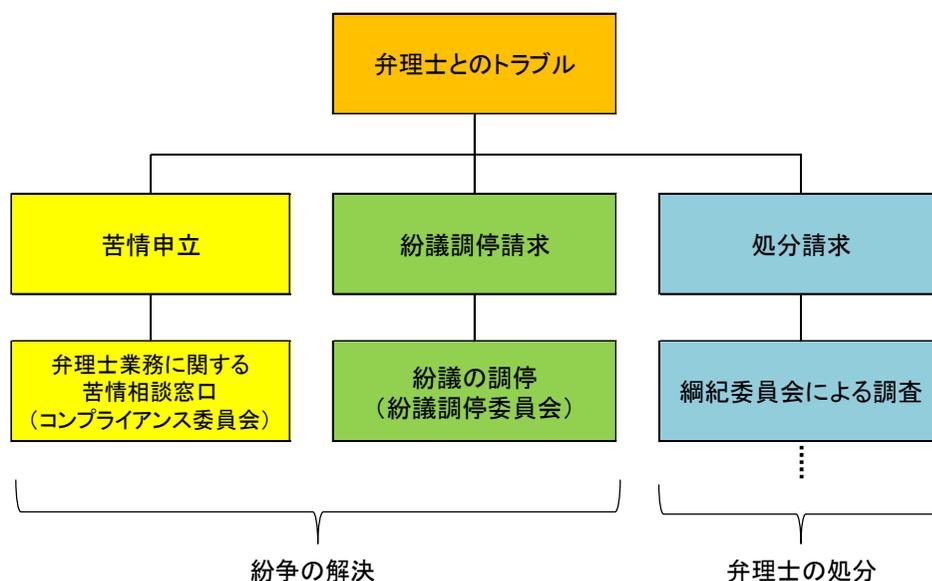
弁理士とトラブルになったら

弁理士の業務に関する苦情、不満など、依頼者と弁理士との間でトラブルが生じた場合、日本弁理士会には次のような制度があります。

弁理士業務に関する苦情等相談窓口（苦情申立）

紛議の調停

処分の請求



お問い合わせ

弁理士業務に関する苦情等相談窓口（苦情申立）

弁理士の業務に関する苦情等について迅速かつ柔軟に対応するために「弁理士業務に関する苦情等相談窓口」を設置しています。苦情相談窓口は、依

頼者と弁理士とのトラブルが発生した場合の入口（最初の窓口）としての機能も果たしています。

苦情相談窓口ではコンプライアンス委員会に所属する実務経験豊富な弁理士が、当事者双方から事情を伺い、問題点の整理を行ったうえで、当事者の歩み寄りの可能性、妥当な解決方法等について、公平な立場で対応・検討します。

紛議の調停

出願等の手続は、依頼者と弁理士との信頼関係によって行われますが、万が一、両者の間にトラブルが生じたような場合、日本弁理士会では申立てによって紛議の調停を行うことがあります。

申立てを受けると、当会の紛議調停委員会が事実関係の調査を行い、調停を行うことを相当と認めたときは、この委員会が公平な立場から調停にあたります。

紛議の調停では、当事者双方の歩み寄りによる問題解決を基本としながら、紛議調停委員会による一定の権限のもと（調停出頭義務、調停結果に従う義務）、厳格な手続によって調停が行われます。

処分の請求

弁理士に、法令若しくは日本弁理士会の例規、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があると考えられる場合は、誰でもその弁理士に対する処分を日本弁理士会の会長に求めることができます。処分の請求があったときは、綱紀委員会が当該事案を調査し、当該弁理士について処分事由に該当する事実が認められる場合は、さらに処分に係る手続が行われます。

お問い合わせ

WEB	お問い合わせフォーム ※ WEB でお問い合わせいただいた方には、追って日本弁理士会の担当者よりご連絡のうえ、詳しいご説明をします。
TEL	03-3519-2716（日本弁理士会 会員課 直通）

「トラブル相談窓口、お問い合わせフォーム」

弁理士の業務に関するトラブルについてのお問い合わせを受付しております。

ご入力いただきました内容を確認後、追って日本弁理士会よりご連絡*のうえ、詳しいご説明をします。

(*原則、平日の9:00~17:00の間)

【注意点】

「*」は必須項目です。必ず入力してください。

●ご相談者

1. 氏名（フルネーム）*
2. フリガナ*
3. 郵便番号
4. 住所
5. 電話番号* ※平日9:00~17:00時の間で連絡のつくもの
6. F A X 番号
7. e-mail*（ご相談内容を自動返信し、ご確認いただけます）
メールアドレス：
メールアドレス（再入力）：
8. 備考（予備の連絡先等があればお書きください）

●相手方の弁理士について

9. 弁理士名*

●ご相談内容

10. 差支えない範囲でトラブルの概要をお書きください。また、どのような解決を望んでいるのかお書きください。

ご相談内容*

●最終のご確認

11. ホームページ「弁理士とトラブルになったら」に記載されている、当会の3つの制度（苦情申立、紛議の請求、処分の請求）の概要についてお読みいただけましたか。

はい。制度の概要を読みました。

ご入力が完了しましたら、送信ボタンを押してください。

送信